

## 2月Feb 旧区立外神田住宅を解体にむけ**始動**します



### 経緯と現況

外神田3丁目の昌平小学校隣接地にある、旧区立外神田住宅は当初民間(18者)に貸し付けていたことから、区有地の1・2階部分を区分所有建物(民間が権利を有する事務所等)とし、3～7階を区立住宅とする共同建築として整備されました。(敷地面積:645.83㎡)

3～7階の住宅入居者は、H29年3月までに転居し、区立住宅の役割は終了しましたが1・2階の区分所有者は現在も営業等を続けています。

現在、築後47年たつ建物の老朽化が著しく耐震性に問題があり、災害時の緊急輸送道路に面するため、大震災発生時に被害が懸念される状況にあります。

### 区の方針

耐震性の問題を解決するには、解体か耐震改修を行なう必要がありますが、区の方針として現在の建物は再活用しないため、解体することになります。

今後の利活用方針は決まっていませんし、現在と同様な建物を建てることも考えていないので解体することとし、区分所有者の借地権を清算し、区が権利を取得することになりました。

### 権利取得について

権利取得については、専門的な業務であり業者委託が必要であるため、区では「同潤会アパート」等の建て替え実績のある「首都圏不燃建築公社」に委託し借地権等を清算してまいります。

千代田区議会 議員

千代田区 監査委員

小林やすお

